

児童買春・児童ポルノ事犯における 被害児童の保護施策の実施状況

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰
並びに児童の保護等に関する法律に基づく検証・評価

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策一覧

項目	番号	取組の概要	担当府省庁
1 被害児童に対する保護活動	1	人身取引事犯撲滅のための広報・啓発活動の実施	内閣府 警察庁 外務省
	2	被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進	警察庁 法務省
	3	民間団体等が行う活動助成事業に関する情報へのアクセスの向上	こども家庭庁
	4	児童の性的搾取等対策に関するセミナーの開催	警察庁
	5	街頭補導の推進	警察庁
	6	「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の運用支援	総務省
	7	インターネット上の違法・有害情報対応相談業務への支援	総務省
	8	児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進	警察庁
	9	インターネット・ホットラインセンターの運用	警察庁
	10	SNSの活用を含めた児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備	内閣府 警察庁 こども家庭庁 法務省 文部科学省
	11	相談者の利便性に配慮した対応	警察庁 こども家庭庁
	12	子供の人権問題への適切な対応	法務省
	13	安心な社会を創るための匿名通報事業の周知	警察庁
	14	児童相談所・市町村における児童等への支援等	こども家庭庁
	15	性犯罪被害者が情報を入手する際の利便性の向上	警察庁
	16	人身取引事犯における被害者の保護の推進	警察庁
	17	少年サポートセンターにおける被害児童への継続的支援の実施	警察庁 文部科学省
	18	児童福祉施設等における支援	こども家庭庁
	19	日本司法支援センターによる支援	法務省
	20	捜査・公判における犯罪被害児童等の保護	法務省

項目	番号	取組の概要	担当府省庁
2 被害児童保護を行う者の資質の向上	1	ワンストップ支援センターの体制整備をはじめとする被害者支援の充実	内閣府
	2	婦人保護事業における要保護女子等の保護・支援	厚生労働省
	3	潜在する性的搾取等の被害児童に接する可能性のある児童福祉関係職員の意識啓発	こども家庭庁
	4	被害児童の早期発見・支援活動の推進のための学校関係職員の対応能力の向上	文部科学省
	5	性的被害児童等に対するケアに関する研修の実施	こども家庭庁
	6	日本司法支援センターによる支援体制の充実	法務省
	7	児童の性的搾取等事犯に対する捜査能力の向上	警察庁
	8	被害児童の心情に配意した聴取技法の普及	警察庁
	9	被害児童の支援を担当する警察職員への研修内容の充実	警察庁
	10	学校における被害児童の早期発見・支援活動のためのスクールカウンセラー等の配置等の推進	文部科学省
	11	少年サポートセンターにおける被害児童に対する支援体制の整備	警察庁
	12	児童相談所の体制及び専門性の強化	こども家庭庁
	13	婦人保護事業における要保護女子等の支援体制の強化	厚生労働省
3 被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化	1	国・地域における関係者間の連携の推進	内閣府 こども家庭庁
	2	人身取引事犯撲滅のための国際的な連携の推進のためのプラットフォームづくり	警察庁
	3	相談者の利便性に配慮した対応	警察庁 こども家庭庁
	4	児童相談所・市町村における児童等への支援等	こども家庭庁
	5	ワンストップ支援センターの体制整備をはじめとする被害者支援の充実	内閣府
	6	少年サポートセンターにおける被害児童への継続的支援の実施	警察庁 文部科学省
	7	児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けた関係機関の連携強化	警察庁 こども家庭庁 法務省
4 被害児童保護に関する調査研究の推進	1	S N Sに起因する事犯等の被害防止に資する広報・啓発のための実態調査	警察庁
	2	心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等	こども家庭庁

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況

番号	取組の概要	担当府省庁	取組の詳細
1	被害児童に対する保護活動		
1	人身取引事犯撲滅のための広報・啓発活動の実施	内閣府 警察庁 外務省	<ul style="list-style-type: none"> ・性的搾取等の需要側に対する啓発及び国民の意識向上に向けて人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体等に配布。 【内閣府】 ・人身取引被害申告リーフレットを各都道府県警察、関係機関及びNGO団体に配布するとともに、ダウンロード可能な形式で警察庁ウェブサイトに掲載。 ・人身取引事犯の主な手口を全国から蓄積し、より多くの国民に注意点の周知を図るよう、NGOと意見交換を重ねながら、イラストを交え、文言を工夫して作成した資料を警察庁ウェブサイトへ掲載しているほか、SNSを活用した広報啓発を実施。 【警察庁】 ・警察庁作成のリーフレット並びに内閣府作成のポスター及びリーフレットを在外公館等に配布した。また、「人身取引反対世界デー」（7月30日）に、外務省公式SNS（X、フェイスブック）を通じ、日本語及び英語で広報・啓発を行った。 ・海外渡航者向けに作成している外務省のリーフレット等において、多くの国で買春行為は禁止されており、重罪となる場合があることや、児童買春、児童ポルノの所持等は、我が国の法律により国外犯としても処罰の対象となる旨を指摘し、不適切な行動は慎むよう呼び掛けた。 【外務省】
2	被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進	警察庁 法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の置かれている現状と支援の必要性について周知するため、「全国被害者支援フォーラム」を毎年開催するとともに、民間被害者支援団体及び地方公共団体等の職員を対象とする全国研修会を実施。 ・犯罪被害者等が置かれている状況等について国民の理解・共感を深め、犯罪被害者等施策への協力を確保すること等を目的として、令和6年までは11月25日から12月1日までの犯罪被害者週間に広報啓発事業として中央イベントを開催したほか、令和7年はこれを拡充して月間化（11月1日から12月1日まで）し、期間中、中央イベントのほか、犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」のピンバッジの着用、民間企業との連携・協力による啓発活動等を強力に推進した。 ・性被害に遭った被害児童が早期に適切な支援を受けることができるよう、性被害の相談窓口や支援内容を周知するリーフレットを警察庁のウェブサイトに引き続き掲載するなどして、被害の潜在化を防ぐための取組を継続して推進。また、都道府県警察においても、相談窓口等をウェブサイトに掲載するとともに、学校等と連携した非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、子供やその保護者に対し、相談等を促すための広報啓発を推進。令和5年11月には、「第8回子供の性被害防止セミナー」を開催、国内外の幼少期に性暴力を受けた被害当事者（サバイバー）を講師として招へいし、講演を通じて性犯罪被害者が置かれている現状を周知、国民の理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運を醸成。 【警察庁】 ・精神障害を有する者等の性犯罪被害について調査・研究を行い、令和7年3月、法務総合研究所研究部報告68「精神障害を有する者等の性犯罪被害に関する研究」として公表。 【法務省】
3	民間団体等が行う活動助成事業に関する情報へのアクセスの向上	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭庁ウェブサイトの「こどもの性被害を撲滅するための政府の取組」のページにおいて、民間団体等が行う助成事業に係る情報を集約して当該情報が掲載している「公益財団法人助成財団センター」のウェブサイトに係るリンクを貼ることにより、こどもの性被害に係る対策に関する調査研究や被害者の支援等の活動に従事する研究者、ボランティア団体等からの活動助成事業に係る情報に対するアクセス向上を促進。 【こども家庭庁】
4	児童の性的搾取等対策に関するセミナーの開催	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の性被害防止に関する民間団体の活動や都道府県警察等の活動を紹介する「子供の性被害防止セミナー」（第6回：令和4年2月、第7回：令和5年2月、第8回：令和5年11月、第9回：令和7年2月）を開催し、関係府省庁、外國機関、民間団体等（第6回：約460人、第7回：約220人、第8回：約240人、第9回：約220人）が参加。第9回はセミナーの模様を警察庁公式YouTubeで配信。 【警察庁】
5	街頭補導の推進	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察において、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導を推進。 【警察庁】

番号	取組の概要	担当府省庁	取組の詳細
6	「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の運用支援	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・違法情報等対応連絡会にオブザーバーとして参加し、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用を支援。 【総務省】
7	インターネット上の違法・有害情報対応相談業務への支援	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・違法・有害情報相談センターを設置し、インターネット上の違法・有害情報に関して、個人やプロバイダ等から個々の事業への対応について相談を受理。 ・違法・有害情報相談センターが受けた相談のうち、一定のもの（青少年に係る明らかな権利侵害を内容とするもの等）について、協力事業者に対し、事案の情報提供を実施。 【総務省】
8	児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンターに寄せられた通報等を通じて把握した児童ポルノ画像等について、警察又はインターネット・ホットラインセンターからサイト管理者等に対し削除依頼を実施。令和6年中における警察への通報は368件、サイト管理者へ削除依頼は274件。 【警察庁】
9	インターネット・ホットラインセンターの運用	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット・ホットラインセンターにおいて、受理した通報内容を分析し、児童ポルノ公然陳列と判断した情報について、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を実施。令和6年中における警察への通報は368件、サイト管理者等への削除依頼は274件。また、同センターは児童ポルノ公然陳列情報に係るINHOPEへの通報等も実施。令和6年中におけるINHOPEへの通報は2,387件。 【警察庁】
10	SNSの活用を含めた児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備	内閣府 警察庁 こども家庭庁 法務省 文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層等の性犯罪・性暴力被害者支援の充実に向けて、性暴力に関するSNS相談「Cure time（キュアタイム）」を365日実施するとともに、メール相談も実施。 ・ウェブサイトやSNSでの発信、11月12日から11月25日の「女性に対する暴力をなくす運動」や4月の「若年層の性暴力被害予防月間」の機会を活用した周知により、全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、ワンストップ支援センターの通話料の無料化を継続実施。 【内閣府】
			<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年から令和6年の4年間で、都道府県警察においては、児童やその保護者等からの面接や電話での相談を35万5,105件受理し、必要な助言・指導を実施。また、警察庁においては、都道府県警察の電話相談窓口である「ヤングテレホンコーナー」や電子メール等による相談窓口について、警察庁ウェブサイトやリーフレット等の広報媒体を活用し周知。 ・被害少年等が相談しやすいよう、相談内容等に応じた相談窓口を提供するシステム「子供の性被害等相談窓口案内ウェブサイト・ぴったり相談窓口」を警察庁ウェブサイトに掲載して運用。 【警察庁】
			<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所体制整備事業（SNS等相談事業）により、各自治体におけるSNSを活用した相談支援体制の整備に取り組むとともに、令和5年2月より「親子のための相談LINE」を開設し、SNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築を推進。 【こども家庭庁】
			<ul style="list-style-type: none"> ・全国の法務局・地方法務局等において、こどもの性被害（性的搾取等）を含むあらゆる人権問題について人権相談に対応。また、フリーダイヤルの電話相談窓口「こどもの人権110番」、インターネット人権相談受付窓口「こどもの人権SOS-eメール」及び「LINEじんけん相談」に加えてGIGAスクール構想による1人1台端末等から相談可能な「こどもの人権SOSチャット」を開設するほか、「こどもの人権SOSミニレター」（相談用の便箋兼封筒）の全国の小・中学校の児童・生徒への配布等の取組を実施。 ・令和7年8月27日から9月2日までの1週間を「全国一斉『こどもの人権相談』強化週間」と定め、期間中、平日の相談受付時間の延長や土曜日・日曜日の相談窓口の開設により相談体制を拡充。さらに、これらの相談窓口について、法務省のウェブサイトに掲載したほか、法務省人権擁護局公式SNSアカウント（X、LINE、Facebook）による投稿や、ポスターの掲示、啓発冊子やリーフレットに各種相談窓口の情報を記載して一般に配布したりするなどして、周知。 【法務省】
			<ul style="list-style-type: none"> ・様々な悩みや不安を抱えている児童生徒がいつでも相談できるよう、24時間子供SOSダイヤルを実施するとともに、各自治体が運営するSNS等を活用した相談体制の整備に対して支援。 【文部科学省】

番号	取組の概要	担当府省庁	取組の詳細
11	相談者の利便性に配慮した対応	警察庁 こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・少年相談の窓口において、子供の性被害に係る相談を受理した際には、適切な助言や情報提供に努めるとともに、必要に応じて他の行政機関等への引継ぎを行うなど、相談者の利便性に配慮した対応を実施。 【警察庁】 ・児童虐待を受けたと思われるこどもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるための児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」について、発信者の居住地等に応じて管轄する児童相談所に電話を転送しており、引き続き相談者の利便性に配慮した対応を実施。 【こども家庭庁】
12	子供の人権問題への適切な対応	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、警察、児童相談所等の関係機関と連携して被害児童の保護を図るなど、事案に応じた適切な措置を実施。 【法務省】
13	安心な社会を創るための匿名通報事業の周知	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年10月に行った一部制度改正に伴い、匿名通報事業の周知を報道機関に働きかけた。 ・警察庁、都道府県警察本部のウェブサイトのほか、関係行政機関のウェブサイトにリンクバナー等を提示するとともに、警察庁X(旧Twitter)を活用した広報を行うなど、匿名通報事業の周知を実施。 【警察庁】
14	児童相談所・市町村における児童等への支援等	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所において、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童等に対し、安全確保を必要とする場合等の一時保護や児童心理司によるカウンセリング等の相談・支援を実施。 ・市町村において、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童に対し、要保護児童対策地域協議会も活用し、相談・支援を実施。また、令和4年改正児童福祉法により令和6年4月から市町村がこども家庭センターの設置に努めなければならないとされたことに伴い、母子保健と児童福祉の一体的なマネジメント体制の構築を図る市町村の相談支援機関に対し、必要となる整備費等を助成し、取り組みを促進。 ・「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」ポスター・リーフレット・啓発動画や「こどもの虐待防止推進全国フォーラムWithほっかいどう」等により、「189(児童相談所虐待対応ダイヤル)」の周知を実施。 【こども家庭庁】
15	性犯罪被害者が情報を入手する際の利便性の向上	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者が警察により相談しやすくなるよう、平成29年8月に導入した各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」について、引き続き24時間対応及び無料運用を実施するとともに、国民への更なる周知を図るため、警察庁ウェブサイトやSNSへの掲載、関係機関・団体の協力に基づく広報用ポスターの掲示等の広報を推進。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者が早期に支援を受けやすくなるよう、犯罪被害者等早期援助団体が提供し得る支援の内容や秘密が守られること等を十分に説明した上で、当該被害者の同意を得て、その連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなどの取組を実施。 【警察庁】
16	人身取引事犯における被害者の保護の推進	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、N G Oと連携し、被害者の確実な認知や適正な保護等を推進。警察相談専用電話や匿名通報等の窓口において、人身取引事犯を見逃すことのないよう相談や通報等に対応。 【警察庁】
17	少年サポートセンターにおける被害児童への継続的支援の実施	警察庁 文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察において、少年の特性・心理に関する専門的知識やカウンセリング技能等を有する少年補導職員等が、精神科医師等の専門家からのアドバイスを受けるなどして、被害児童に対するカウンセリングを実施したり、学校、児童相談所等関係機関や委嘱している大学生サポート一等のボランティアと連携して環境調整を行うなど、被害児童に対する継続的な支援を実施。 【警察庁】 ・性被害を含む児童生徒の相談等に対し適切な支援に繋げるため、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、児童生徒のおかれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置の充実や事件・事故や災害等におけるスクールカウンセラーの緊急派遣など学校における教育相談体制の充実を図った。 【文部科学省】

番号	取組の概要	担当府省庁	取組の詳細
18	児童福祉施設等における支援	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターに心理療法担当職員を配置し、虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童等に、遊戲療法、カウンセリング等の心理療法を実施。 ・児童家庭支援センターにおいて、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言等を実施。 ・「里親養育包括支援（フォースタリング）事業」において、里親等のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親等に対する研修、こどもと里親等のマッチング、こどもの里親等委託中における里親等養育への支援、里親等委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援業務及び養子縁組に関する相談・支援を実施。さらに、令和4年改正児童福祉法により、里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者、里子等について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とした施設として「里親支援センター」を創設。 ・令和4年改正児童福祉法により、社会的養護経験者等の実態把握や援助を都道府県の業務として位置付けた上で、「児童自立生活援助事業」の実施場所や対象者の年齢要件を弾力化したほか、社会的養護経験者等が相互に交流する拠点を開設し、情報提供や相談支援など必要な支援を行う事業（社会的養護自立支援拠点事業）を創設。 <p>【こども家庭庁】</p>
19	日本司法支援センターによる支援	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童からの電話や事務所相談窓口での問合せに対し、法制度の紹介や相談窓口の案内等を実施。このほか、児童虐待の被害児童等に対し、資力を問わず、その被害の防止に必要な法律相談を実施。また、法律相談の利用促進のため、法テラスの連絡先を記載したポケットカード等を作成し、小中学校等へ配布するなどの広報活動を実施。 ・加害者が第三者である事案など法定代理人（親権者等）の同意が得られる場合で、法テラスの資力基準等の援助要件を満たす場合は、民事法律扶助により、被害児童に対して、無料法律相談や加害者への損害賠償請求等の訴訟手続等に係る弁護士費用等の援助を実施。 ・加害者が親である事案など親族から協力が得られず、民事法律扶助が利用できない場合には、法テラスにおける日本弁護士連合会委託援助業務により、資力の乏しい被害児童に対し、弁護士による行政手続代理等（児童相談所等の行政機関との交渉の代理等）や訴訟代理等（親権喪失等の申立てや虐待する養親との離縁訴訟、扶養を求める調停・審判等の手続の代理等）に係る弁護士費用等の援助を実施。 <p>【法務省】</p>
20	捜査・公判における犯罪被害児童等の保護	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・検察官等を対象とする研修において、令和5年の刑事訴訟法等の改正により導入された犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置も含め、犯罪被害者等の保護等に係る制度全般について講義を実施。 ・検察においては、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度、一定の犯罪の被害児童等に關し、公開の法廷では氏名、住所その他被害者の特定につながる事項を明らかにしない制度、証人への付添い、遮へい、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について、適正かつ円滑な運用に取り組んでいる。 <p>【法務省】</p>

番号	取組の概要	担当府省庁	取組の詳細
2	被害児童保護を行う者の資質の向上		
1	ワンストップ支援センターの体制整備をはじめとする被害者支援の充実	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ支援センターについて、都道府県等に対する性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、24時間365日対応化、連携・協力する医療機関における環境整備、関係機関との連携強化等の促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び支援の質の向上を図った。 ・性暴力被害者のための夜間休日コールセンターを運営し、ワンストップ支援センターと連携して、全国どこにいる被害者でも24時間365日相談できる体制の提供を継続的に実施。 ・ワンストップ支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、行政職員、医療関係者に対し、オンライン研修教材を作成し提供するとともに、オンライン研修を実施。 【内閣府】
2	婦人保護事業における要保護女子等の保護・支援	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設において、同伴児童への学習支援を行う学習支援員の配置に必要な費用の補助を実施。 ・女性自立支援施設の退所者に対し、自立生活のための相談及び支援等の援助を行う場合に必要な費用の補助を実施。 ・「DV被害者等自立生活援助事業」により、女性相談支援センターの一時保護解除後のDV等被害女性が、地域で自立していくために必要な支援を行うための必要な費用の補助を実施。 【厚生労働省】
3	潜在する性的搾取等の被害児童に接する可能性のある児童福祉関係職員の意識啓発	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの虹情報研修センター、西日本こども研修センターあかし及び各都道府県等における「児童福祉司任用前講習会」、「児童福祉司スーパーバイザー研修」等の各研修において、性的虐待への対応に関するカリキュラムを盛り込み、性的虐待を含む児童虐待対応に携わる児童相談所、市町村、児童福祉施設等の職員に対して研修を実施。 【こども家庭庁】
4	被害児童の早期発見・支援活動の推進のための学校関係職員の対応能力の向上	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月26日に実施した都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を対象とした会議（生徒指導担当者連絡会議）及び令和7年9月19日に実施した都道府県教育委員会等の教育相談担当者を対象とした会議（教育相談連絡協議会）において、性的虐待を含む児童虐待の早期発見・早期対応のための取組を周知徹底。 【文部科学省】
5	性的被害児童等に対するケアに関する研修の実施	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの虹情報研修センター、西日本こども研修センターあかし及び各都道府県における「児童福祉司任用前講習会」、「児童福祉司スーパーバイザー研修」等の各研修において、性的虐待への対応に関するカリキュラムを盛り込み、性的虐待を含む児童虐待対応に携わる児童相談所、市町村、児童福祉施設等の職員に対して研修を実施。 【こども家庭庁】
6	日本司法支援センターによる支援体制の充実	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対して、虐待を受けた児童への初期対応技術に関する研修（リフカーリンピング）を実施。 ・18歳未満の児童からのアクセスに適切に対応するため、職員向け業務マニュアル等の整備を実施。 【法務省】
7	児童の性的搾取等事犯に対する捜査能力の向上	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・情勢の変化に的確に対応し、児童の性的搾取等事犯に対する捜査能力向上を図るため、都道府県警察において児童買春、児童ポルノ事犯等の捜査に従事する捜査幹部警察官等に対し、近時の性的搾取等事犯の傾向や捜査上の留意事項等について、研修等を通じて指導を実施。 【警察庁】
8	被害児童の心情に配意した聴取技法の普及	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・全国規模の研修等を通じて、各都道府県警察の警察職員を対象として、被害児童の心情や特性を踏まえた聴取技法に関する指導・教養を実施。 【警察庁】
9	被害児童の支援を担当する警察職員への研修内容の充実	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の心理・特性に関する専門的知識・知見を有する少年補導職員に対して、被害児童の心情等に配意した聴取技法の習得を目的とした専科教養を実施。 【警察庁】

番号	取組の概要	担当府省庁	取組の詳細
10	学校における被害児童の早期発見・支援活動のためのスクールカウンセラー等の配置等の推進	文部科学省	・性被害を含む児童生徒の相談等に対し適切な支援に繋げるため、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、児童生徒のおかれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置の充実や事件・事故や災害等におけるスクールカウンセラーの緊急派遣など学校における教育相談体制の充実を図った。 【文部科学省】
11	少年サポートセンターにおける被害児童に対する支援体制の整備	警察庁	・都道府県警察において、少年補導職員等が、被害少年に対するカウンセリングや環境調整等の継続的な支援を行うため、精神科医師等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、助言・指導を受けながら支援を実施。 【警察庁】
12	児童相談所の体制及び専門性の強化	こども家庭庁	・子どもの虹情報研修センター、西日本こども研修センターあかし及び各都道府県における「児童福祉司用前講習会」、「児童福祉司スーパーバイザー研修」等の各研修において、性的虐待への対応に関するカリキュラムを盛り込み、性的虐待を含む児童虐待対応に携わる児童相談所、市町村、児童福祉施設等の職員に対して研修を実施。 ・令和4年12月に策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和6年12月再改定）において、令和8年度末までに、児童福祉司を7,390人程度、児童心理司を3,300人程度の体制とする目標を設定し、児童相談所の体制の強化を図っている。 【こども家庭庁】
13	婦人保護事業における要保護女子等の支援体制の強化	厚生労働省	・地方自治体において、女性相談支援センターの職員等を対象とした専門研修の開催に必要な費用の一部の補助を実施。 ・女性相談支援センター一時保護所等に同伴児童対応支援員を配置し、同伴児童に対する支援体制の充実や、警備員を配置し夜間警備体制の強化を実施。 ・女性相談支援センター一時保護所等への心理療法担当職員の配置に必要な補助を実施。 【厚生労働省】

番号	取組の概要	担当府省庁	取組の詳細
3	被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化		
1	国・地域における関係者間の連携の推進	内閣府 こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「子どもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議を開催し、「子ども・若者の性被害防止のための総合的対策」を取りまとめた。 【内閣府、こども家庭庁】 令和7年2月、「子どもの性被害撲滅対策推進協議会」を開催し、子ども性暴力防止法の成立や、第1回子どもに対する暴力撲滅グローバル閣僚会合への参加について構成員に情報共有するとともに、構成員の相互理解を促進するための取組を実施。 令和7年7月、「子どもの性被害撲滅対策推進協議会」を開催し、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」について、令和6年度の関係府省庁の取組状況を取りまとめた。 令和6年7月及び令和7年7月、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を主唱し、「インターネット利用における子どもの性被害等の防止」を最重点課題に掲げ、関係省庁の参加と地方公共団体、関係団体の協力・協賛を得て、青少年の非行・被害防止のための諸活動を全国で集中的に実施。 【こども家庭庁】
2	人身取引事犯撲滅のための国際的な連携の推進のためのプラットフォームづくり	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年から毎年1回、人身取引事犯に係る「コンタクトポイント連絡会議」を開催し、在京大使館、関係省庁、都道府県、NGO、IOM等との意見交換・情報交換を行っており、令和7年は10月1日に開催。 令和7年2月、子供の性被害防止に関する民間団体の活動や都道府県警察等の活動を紹介する「第9回子供の性被害防止セミナー」を開催し、関係府省庁、外国機関、民間団体等から約220人が参加。このセミナーの模様を警察庁公式YouTubeで配信。（再掲） 【警察庁】
3	相談者の利便性に配慮した対応	警察庁 こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> 少年相談の窓口において、子供の性被害に係る相談を受理した際には、適切な助言や情報提供に努めるとともに、必要に応じて他の行政機関等への引継ぎを行うなど、相談者の利便性に配慮した対応を実施。 【警察庁】 児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるための児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」について、発信者の居住地等に応じて管轄する児童相談所に電話を転送しており、引き続き相談者の利便性に配慮した対応を実施。 【こども家庭庁】
4	児童相談所・市町村における児童等への支援等	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所において、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童等に対し、安全確保を必要とする場合等の一時保護や児童心理司によるカウンセリング等の相談・支援を実施。 市町村において、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童に対し、要保護児童対策地域協議会も活用し、相談・支援を実施。また、令和4年改正児童福祉法により令和6年4月から市町村が子ども家庭センターの設置に努めなければならないとされたことに伴い、母子保健と児童福祉の一体的なマネジメント体制の構築を図る市町村の相談支援機関に対し、必要となる整備費等を助成し、取り組みを促進。 「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」ポスター・リーフレット・啓発動画や「子どもの虐待防止推進全国フォーラムWithほっかいどう」等により、「189（児童相談所虐待対応ダイヤル）」の周知を実施。 【こども家庭庁】
5	ワンストップ支援センターの体制整備をはじめとする被害者支援の充実	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ支援センターについて、都道府県等に対する性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、24時間365日対応化、連携・協力する医療機関における環境整備、関係機関との連携強化等の促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び支援の質の向上を図った。 性暴力被害者のための夜間休日コールセンターを運営し、ワンストップ支援センターと連携して、全国どこにいる被害者でも24時間365日相談できる体制の提供を継続的に実施。 ワンストップ支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、行政職員、医療関係者に対し、オンライン研修教材を作成し提供するとともに、オンライン研修を実施。 【内閣府】

番号	取組の概要	担当府省庁	取組の詳細
6	少年サポートセンターにおける被害児童への継続的支援の実施	警察庁 文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県警察において、少年の特性・心理に関する専門的知識やカウンセリング技能等を有する少年補導職員等が、精神科医師等の専門家からのアドバイスを受けるなどして、被害児童に対するカウンセリングを実施したり、学校、児童相談所等関係機関や委嘱している大学生サポート一等のボランティアと連携して環境調整を行うなど、被害児童に対する継続的な支援を実施。 【警察庁】 性被害を含む児童生徒の相談等に対し適切な支援に繋げるため、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、児童生徒のおかれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置の充実や事件・事故や災害等におけるスクールカウンセラーの緊急派遣など学校における教育相談体制の充実を図った。 【文部科学省】
7	児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けた関係機関の連携強化	警察庁 こども家庭庁 法務省	<ul style="list-style-type: none"> 警察庁においては、捜査員等の育成・能力向上について、聴取技術の習得等を目的とした「子どもからの聴取に関するAI訓練ツール」を開発（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局による「研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）対象施策。」）。 【警察庁】 法務省、警察庁及びこども家庭庁においては、被害児童等が繰り返し事情を聞かれることによる二次被害を防止して、その負担を軽減するとともに、記憶の汚染を防止して信用性の高い供述を確保するため、検察庁、警察及び児童相談所の連携体制を強化するとともに、警察、検察庁、児童相談所は、医療、福祉等の関係機関とともに事案に応じて連携しつつ、被害者等となった児童からの事情聴取に先立って協議を行い、検察庁、警察又は児童相談所の代表者が聴取を行う取組を実施し、事情聴取に際しては、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を推進。 ・刑事訴訟法321条の3が新設されたことを踏まえ、同制度の適切な実施の在り方を検討するとともに、検察庁、警察及び児童相談所は、関係機関と性犯罪被害者への対応における留意点等を共有するなどして連携を図った。加えて、法務省及びこども家庭庁は、警察庁等関係機関と認識を共有し、被害者となったこどもから最初に話を聞くこととなる可能性の高い教育機関等に対し、被聴取者の記憶の汚染を防止する必要性の周知を推進。 【警察庁、こども家庭庁、法務省】

番号	取組の概要	担当府省庁	取組の詳細
4	被害児童保護に関する調査研究の推進		
1	SNSに起因する事犯等の被害防止に資する広報・啓発のための実態調査	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の被害防止のための各種施策を適切に講じるため、SNSに起因する犯罪被害の実態調査を都道府県警察に指示。 ・令和6年、オンラインゲームを含むSNSに起因する性被害等の被害児童数が高い水準で推移していることから、オンラインゲームのリスクについて警察庁ウェブサイト等で注意喚起を実施するとともに、効果的な広報啓発活動や対処能力向上のため、オンラインゲームの特徴やゲーム上で被疑者と被害児童がつながる仕組み等を都道府県警察と共有。【警察庁】
2	心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」を開催。【こども家庭庁】